

# レセプト作成用ハードウェア購入資金融資制度運用規則

令和元年8月5日制定

## 第1条（目的）

1. 本規則は、社団 JB 日本接骨師会（以下、JB という）が会員に無償で提供する「JB 特約専用バージョン」のソフトウェアをインストールする為の、ハードウェア購入資金に融資する制度を規定する為のものである。
2. 本会は、レセプト作成用ハードウェア購入資金融資制度（以下 本制度という）を適正に運用し、会員の福利増進をはかることを目的として本規則を定めたものである。

## 第2条（制度の本旨）

1. 本会は、本規則の定めた条件を満たした会員に対し、本規則で定める審査員の審査を経て融資を実行するものとする。

## 第3条（融資の対象）

1. 融資対象は別表 I に記載された項目内訳（A プラン・B プラン）の購入資金に限るものとする。

## 第4条（融資限度額）

1. 融資限度額は、A プラン・B プラン共に 250,000 円（税別）を上限とする。

## 第5条（融資の条件・償還等）

1. 融資は無利息とする。但し、事務手数料として 2,500 円を支払う（療養費相殺）ものとする。
2. 融資を受けた日の翌月の療養費支払日を償還日とし、療養費の支払いから差し引いて償還する。第 2 回目以後も同様とする。償還期限等は次の通りとする。
  - ① 48 ヶ月以内。
  - ② 償還途中の償還額の変更は認めない。但し、残金一括償還はこれを認める。
  - ③ 休会又は退会するときは、残金を一括償還すること。
3. 償還は前項の償還期限内均等を原則とする。
4. 特別な事情があるときは、前項によらないことができるものとする。但し、毎月償還すること。この場合であっても償還期限の延長は認めない。
5. 償還が一回でも延滞した場合は、年 17% の損害金を付加して支払うものとする。
6. 償還に要する振り込みが発生した場合は、手数料等の実費は、融資を受ける会員の

負担とする。

7. 融資時に連帯保証人を要する。連帯保証人は、在会 5 年以上の\*会員又は配偶者若しくは血族の親・兄弟に限る。

\*前項でいう会員とは上記の期間中、会費及び手数料その他、会で定める費用を自己名で継続的に支払っているものをいう。

#### 第 6 条（融資の申し込み）

1. 融資を受けようとする会員は、[レセプト作成用ハードウェア購入資金融資申込書]・[借用書]を提出し融資の申し込みを行うものとする。
2. 前項の申込書には、住民票、会員と連帯保証人各 1 通の印鑑登録証明書、連帯保証人の収入源の確認できるもの（源泉徴収票等）を添付する。
3. 前項の他、A プラン：株式会社エス・エス・ビー 売買契約書  
B プラン：パンフレット・クレジットカード支払明細等

融資の対象及び融資額等の必要性を明らかにする書類(コピー可)を添付するものとする。

#### 第 7 条（再融資）

1. 全額を償還した会員は、再度融資の申し込みができる。

#### 第 8 条（融資の審査）

1. 会長又は副会長いずれかを融資審査担当とする。
2. 前項の審査担当者は、融資の適否を決定する。
3. 前項の決定にあたっては、次の事項を審査する。
  - ① 申込書及び添付資料等に、虚偽の記載がないかどうか。
  - ② 申し込み時から過去 1 年間の、レセプト提出平均月額の概ね 3 ヶ月分総額以内であるか。
  - ③ 申し込み者の返済能力及び連帯保証人の保証能力。
  - ④ 会員として綱紀委員会に訴追申し立てをされる等、融資の対象として相応しくない会員並びに会が行う地区研修会、各種講習会、ボランティア活動等に全く参加しない会員であるかどうか。

#### 第 9 条（必要な措置）

1. 前条第 2 項の決定にあたり、販売業者等関係者に照会又は書類提出を求める等、必要な措置を取るものとする。

#### 第 10 条（決定の通知）

1. 融資額が決定したら、速やかに通知するとともに第 11 条により融資を実施する。
2. 融資が不適切と決定した場合は、その旨を通知する。その理由は、明らかにしない

こととする。

#### 第 11 条 (融資の実施)

1. 融資決定の通知後、10 日以内に速やかに融資を行なう。
2. 融資は、療養費支払口座又は申し込み者の指定する本人名義の口座に振込むものとする。※SSB より購入の場合は、株式会社エス・エス・ビーからの請求書をもって当社へ月末支払いとする。
3. 口座振込みに要する実費は融資を受ける会員の負担とする。

#### 第 12 条 (契約違反・返還対象)

1. JB は借主に次の事項が生じたときは、本融資を解除し融資残金の一括返還を求める事ができる。
  - ① 返済が滞ってしまった時
  - ② 経営が悪化し、若しくはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
  - ③ JB を退会又は休会したとき
  - ④ 死亡したとき
2. 前項における融資金残額の返還は、療養費支給金を以って行い、万一返還金額に達しない場合は、会員より口座振込みとし、要する実費は融資を受ける会員の負担とする。

#### 第 13 条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は必ず 1 名つけるものとする。
2. 連帯保証人は在会 5 年以上の JB 会員又は同居の配偶者若しくは血族の親・兄弟姉妹・子女に限り、本契約を締結した施術所を収入源としないものとする。
3. 連帯保証人は JB に対し、本契約により生ずる借主の一切の債務につき、それぞれ借主と連帯してその債務を履行するものとする。

#### 第 14 条 (一時償還等)

1. 融資後、虚偽の申し込みが明らかになったときは一時償還しなければならない。
2. 前項当該会員には、その後の融資をしないものとする。

#### 第 15 条 (審査の一般的基準)

1. 本規則の審査会は融資申し込者の信用、会に対する貢献度、レセプトが適正申請されているかの有無、その他会員としてふさわしい要件を携えているかを審査して融資及び融資額を判断する。

## 第 16 条（報告）

1. 会長は、本制度の運用状況を把握し、随時常任理事会に報告するものとする。

## 第 17 条（その他）

1. 本制度の運用は、この規則による他、第 8 条に定める融資審査担当者の合議による。

## 第 18 条（施行）

1. この規定は、令和元年 8 月 5 日から施行する。

## 別表 I

令和元年 8 月 5 日付制定

A プラン SSB ハード購入 資金融資	レセプト作成用ハードウェアを(株)エス・エス・ビーから購入する場合にその購入資金を融資し、支払いの代行を行う制度 SSB 販売プラン：おまかせ安心プラン(パソコン・プリンター)5年保守付き
B プラン 量販店ハード購 入資金融資	レセプト作成用ハードウェアを家電量販店で購入する場合にその購入資金を融資する制度

以上